

令和8年4月吉日

お客様各位

ひまわり信用金庫

預金特化型店舗体制（母店・サテライト店体制）導入のお知らせ

平素よりひまわり信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、令和8年8月3日（月）より、下記の店舗について、預金特化型店舗（※）として、営業させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

これに伴い、預金特化型店舗での融資及び渉外業務につきましては、母店で対応させていただくこととなりますが、お客様にはこれまで以上にお役に立てるよう一層の努力をしておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、預金業務等は従来どおり変更はございません。

※預金特化型店舗とは、下記のとおり、融資及び渉外業務を母店に集約させ、預金業務等に特化した店舗形態をいい、母店のグループ店として一体的な運営を行います。

記

1. 預金特化型店舗に変更する支店

預金特化型店舗（サテライト店）	母店	実施予定日
鹿島支店	小名浜支店	<u>令和8年8月3日（月）</u>
豊間支店	中央台支店	

2. 預金特化型店舗（サテライト店）でお取り扱いする業務

(1) 預金業務	従来どおり変更なくご利用いただけます。 お取引店舗・口座番号、通帳・キャッシュカード等の変更はございません
(2) 為替業務	従来どおり変更なくご利用いただけます。
(3) 預かり資産業務	従来どおり変更なくご利用いただけます。
(4) 各種サービス業務	従来どおり変更なくご利用いただけます。

3. 母店で対応させていただく業務

(1) 融資業務	事業者向け融資ならびに個人向け各種ローンの申込・ご相談等、融資に関する業務は母店で承ります。 なお、ご利用中の融資取引にかかる変更手続き等はございません。
(2) 渉外業務	母店の渉外係が従来どおり、お客様のもとへ訪問させていただきます。

(次項もご覧ください)

【預金特化型店舗に関するQ & A】

Q.	なぜ「預金特化型店舗体制（母店・サテライト店体制）」を導入するのですか？
A.	2つの店舗をグループ店（母店・サテライト店）とみなして店舗運営を行うことで、業務の効率化と人材の再配置を図り、多様化するお客様のニーズへの対応、相談や提案力をより高めていくことを目的としております。 これに伴い、融資及び渉外業務は母店で対応させて頂くこととなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
Q.	現在の取引店舗が預金特化型店舗（サテライト店）になった場合、預金業務等の変更はありますか？
A.	預金特化型店舗では、預金、為替、預かり資産、各種サービス等の窓口業務は、従来どおり変更なくご利用いただけます。 また、お取引店舗や口座番号、ご利用中のキャッシュカードや通帳等にかかる変更手続きはなく、従来どおりご利用いただけます。
Q.	取引店舗が預金特化型店舗になった場合、公共料金支払、年金自動受取サービス、給与振込、各種自動振替サービス、ATM取引、インターネットバンキング取引等はどうなりますか？
A.	これらの取引は、従来どおり変更なくご利用いただけます。
Q.	預金特化型店舗での融資や各種ローンの相談・申込・手続きはどうなりますか？
A.	ご融資等にかかる相談・申込・手続きは、母店の融資係や渉外係が対応させて頂きますので、母店にお電話等にて申し付け頂ければ、お客様のもとへお伺いします。また、融資相談等でご来店頂く場合の窓口は母店となります（預金特化型店は母店へ取次ぎさせて頂きます）。 なお、預金特化型店舗でご利用中の融資取引（定例のご返済等を含む）にかかる変更手続きはございません。
Q.	現在の取引店舗が預金特化型店舗になった場合、渉外係は訪問してもらえなくなるのか？
A.	渉外係は母店に配属となりますが、従来どおり、お客様のもとへ訪問させて頂きます。
Q.	現在の取引店舗が預金特化型店舗になった場合、窓口営業時間は変更になりますか？
A.	窓口営業時間の変更はございません。なお、中央台支店、鹿島支店、豊間支店は、引き続き窓口休業時間（11時30分～12時30分）を設けさせて頂きます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

小名浜支店	0246-53-4195	(〒971-8101)	いわき市小名浜字隼人183)
中央台支店	0246-29-2121	(〒970-8046)	いわき市平吉野谷字西作12-13)
鹿島支店	0246-28-8111	(〒971-8141)	いわき市鹿島町走熊字小神山62-1)
豊間支店	0246-38-2121	(〒970-0224)	いわき市平豊間字八幡町86-18)